承継　～義理のいとこの場合～

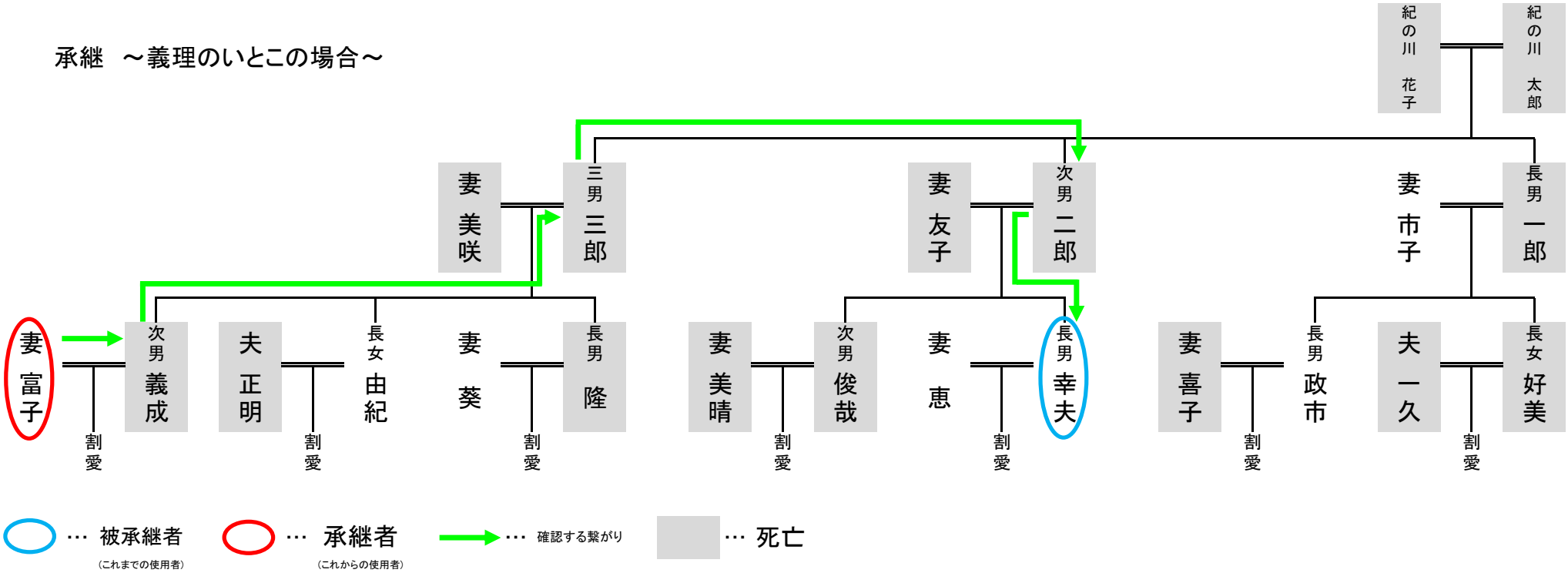

①承継者である富子自身の最新戸籍(同一戸籍内に義成及び義成の父・母欄が載っていればOK、改製等で載ってなければ義成の死亡時戸籍も)

⇒ 富子の現在の本籍地及び夫・義成との婚姻関係、義成と三郎との親子関係を確認

②三郎の出生時戸籍(同一戸籍内に二郎が友子との婚姻で新たに戸籍を編製したことが載っていればOK、載っていなければ幸夫の出生時戸籍も)

⇒三郎と二郎が兄弟であること及び幸夫の父が二郎であることを確認

③被承継者である幸夫の現在戸籍

⇒ 幸夫の現在の本籍地及び二郎との親子関係を確認